

佐賀県告示第 19 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成 30 年 1 月 26 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 都市計画の種類及び名称

武雄都市計画道路 3・2・15 号 武雄北方線

2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 追加する部分 武雄市北方町大字大崎字会田、字囃師町、字浮牟田、字扇田、字丁ノ坪、字力正、字清水町、字梅ノ木町、字十町、字七郎ヶ坪、字丁後、字九羽見、字勘徳、字川副、字細工町、字水内、字廿治、字四本松及び字二本松原田並びに大字志久字柳原、字吉原、字市場、字新ヶ江、字勘町、字干給、字木ノ元、字上干給、字野副及び字上掛橋地内
- (2) 削除する部分 なし